

J. H. クラパム『近代イギリス経済史 第1巻 第2編 初期鉄道時代, 1820-1850年』要綱, 第14章

一ノ瀬 篤
(岡山大学名誉教授)

第14章 工業化されたイギリスにおける生活と労働*

(ブリテンの都市化)

初期鉄道時代にブリテンの人口は都市に集中した。1851年センサスによると、人口の半分が都市部に住んでいた(第2章の対応箇所における数値とやや整合性を欠く)。これはおそらく世界の大国の中で未曾有のことである。その直前の1821-31年期間にも、たしかにイングランドの大都市とグラスゴーはそれまでにない成長を遂げてはいた。しかし、これらは概して繊維産業センターであった。ところが1830年代後半から40年代を通じて、人口全体の増加と鉄道の力強い活動との結果、大ブリテンにおける人口2万人以上都市の人口は一般的に増加し、1821-31年の110万人から、1831-41年には127万人、1841-51年には180万人ほどになっていた。

どこの町でも、それまでロンドンがそうであったように、他所から移り住んできた人々が多かった。1851年にはロンドンおよびその他61の街(イングランド、ウェールズ)に住んでいる20歳以上人口333万6000人のうち、現住の街で生まれた人は僅か133万7000人にすぎなかった。ロンドンは今や、平均的な他の街に比べると、地元生まれの子供を多く擁していた(ロンドンの20歳以上人口139万5000人のうち、ほぼ半分が地元生まれ)。産業地域で生じた人口移動は、それほど激烈だった。ノリッジとシェフィールドでも、地元生まれは正確に半分、リーズでは56%だった。これに対して、マンチェスター、ブラッドフォード、グラスゴーでは地元出身者の割合は全体の4分の1を少し超える程度、リヴァプールに至っては、常に4分の1をかなり下回っていた。

(都市の衛生状態)

W. ファー(William Farr)は1851年センサスの1節で、「これまで都市は永住の場所ではなく、他所からやって来た人々の一時的な活動の場という色彩が強かったが、これからはイギリス人の一大部分の出生地となるだろう」、したがって「住環境是最悪となるだろう」という趣旨の警告を提起している。ファーは公衆衛生改善家で、チャドウィック(先述)への密接な協力者だったが、そのチャドウィックは「エディンバラやグラスゴーの路地裏小路(wynd)は、衛生および住環境面の劣悪さにおいて、最悪の監獄にもひけをとらない。リヴァプール、マンチェスター、リーズで地下倉生活をしている人々、およびロンドンの多くの労働者の状況も同様だ」、「エディンバラでは病気になった貧しい人々が、人

* 本章で、全3巻のうち第1巻が終了する。本章末に第1巻目次を付した。

間らしく扱って貰い治療を受けたいという動機から、監獄に収容された例が幾つかある」と述べている。そういう次第で、せっかく18世紀半ばから1830年くらいの期間に生じた、わが国の健康と街並みの改善（確かにそれはあった）が消失してしまう危険性があった。無秩序な街が、普通の市民（少数者ではなく）の住む場所となってしまったからである。

他方1835年以前に、舗装、照明、排水、警察、生活改善などを目的とする種々の委員会や自治体当局が、軽視出来ない程度の改善事業を行っていた。舗装を例にとると、ポーツマスでは1769年に、舗装のために間歇的な熱病から救われた。一般的には、舗装は健康と関係がないと思われているが、そうではない。しかし、概して必要な事業が巨大すぎ、地方の手には負えず、チャドウィックやエンゲルス（前掲書を想起）の奮闘している頃には、議会から援助も指導もなかった。1835年以降は、委員会や地方自治体当局が彼らの警告・仕事を引き継いで、メイン・ストリートや若干のサブ・ストリートを舗装したが、しかし例えばマンチェスター旧市街の入り組んだ迷路の舗装などは手に負えなかった。エンゲルスは、誰が「急な傾斜の河岸に3列に家が建てられ、その最下段の列は川（アーク川：Irk）に接しているような状況」で道を舗装できようか？ と述べている（前掲書、34-39頁）。同市の新市街ですら、ウェップ夫妻が、「草も生えていないむき出しの粘土の丘に薄手の家が無秩序に建てられ、小路は舗装もなければ排水設備もなく、豚小屋や庭に飼われた豚の群れが見られる」と述べているほどである（S. J. & B. P. ウェップ『イギリスの地方自治体』IV, 「法令上の当局」: Sidney James and Beatrice Potter Webb, *English Local Government (IV)*, *Statutory Authorities*, 1922の諸所）。ウェップの言うのは中世式の、豚による汚物処理のことである。マンチェスターについて言えることは、他の新興産業都市全てに該当した。

都市が果たすべき基本的課題であるゴミ処理は、無能、無気力、所有権問題のために、無視の程度がもっと甚だしかった。1830年に先立つ30-40年間に、大部分の都市において、主要街路における通常の清掃は大いに進展していた。しかし、それは問題全体のほんの一部に過ぎない。「ブラッドフォード街道検査委員」は1844年の「大都市の状況に関する委員会」に次のように報告している（*Report on the State of Large Towns*, 1844）。「公害の一例を示すと、街の最も公共的な場所であって、同時にビジネスセンターでもある所に、肉屋の店、暖炉、便所などから出されたゴミや臓物から成る塚がある。これは私的所有物ということになっていて、我々が除去することは出来ない」。1840年のグリーンノック（Greenock）からは「狭い裏通りに糞塚があるのだが、余り大きすぎてそう呼ぶのが憚られる。大きさは100立方ヤードほどで、或る糞尿取引業者の商品なのだ。彼は荷車一杯でいくらという商売をしている。顧客を喜ばすために、彼は塚の中核部分を残すように配慮している。汚物が古くなるほど高値で売れるからだ」という報告が寄せられている（『衛生事情報告』47頁：*Report on the Sanitary Condition*, 1840）。1830年以前、街路清掃における前進はあったものの、なお、このように主要街路ですら十分にひどく、いわんや小路、裏道、建物に囲まれた小さな広場などは論外の劣悪さだった。1842年のマンチェスターでは、主要道路は週に1度、3級道路は1月に一度、清掃が行われた。しかし、この清掃規則は、毎日清掃が行われて然るべき最貧の人々の住む地域の小路や広場等々については、放ったらかしにしていた（同、53頁）。1830年以前の事態改善期には、街のゴミは経済的価値を保持していて、回収業者も喜んで引き取っていた。しかし1842年までには、ゴミ価値はごく一部のゴ

ミを除いて回収費を下回るようになり、引き取り手が無くなってきた。経験の乏しい1830-40年代の地方当局者達は、守るべき衛生基準も知らず政府への義務もなかったので、この状態に拱手傍観を決め込むことになった。

排水と下水施設に関する彼らの失敗は、まだ言い訳可能かもしれない。本来的に対処が困難だからである。大河も小川も、古くから原動力およびゴミ廃棄に利用されてきた。人口が粗である場合はそれでも良かったが、産業化が進展すると川には新たな汚水が排出され、動力のためにますます多くの堰や水車用貯水池が必要となった。上掲のアーク川（マンチェスター）は、管理権の存在しない地域に源を発し、産業家達の支配する街に流れこみ、誰もこの汚れた流れを処理する知識・法的権利を持たなかった。（ヨークシャーの）エア川（the river Aire）の場合、源流あたりでは流れも速く水も冷たいのだが、途中の数カ所で水車操作および運河のために堰き止められ、これが12万人のための排水路の源となっていた（『大都市の状況に関する報告』19頁）。地方自治体は自分の街の排水設備を管理する立場にあったが、自然を利用した排水に対しては法も管理権もなかった。例えば、リーズはブラッドフォードが排出する汚水を止めることは出来ないという具合である。

以上の北部諸都市では、まだしも覚醒して権限を奮う可能性のある一つの行政府を持っていた。しかし、ロンドンには300ほどの行政当局があった。争い合い、非科学的で、図体が大きくて、費用がかかる存在だった。その実体は教区、舗装受託者、種々の排水委員会などで、その中には相当古くからのものがあったが、今や全て個々の地方法規の下で動いていた。シティ自体の委員は、かなりよく機能していたようだ。また、ハウボーン（Holborn）、フィンスベリー（Finsbury）の委員会は、1830年代に優れた衛生技師J. ロー（John Roe）を擁して、秀逸だった。しかし、ウェストミンスター（名目上、ウェスト・エンド排水の大部分に責任）では、強力かつ腐敗した議長と資産のある一群の地区政治家が牛耳っていた。1832年のランベス（Lambeth）、ヴォクソール（Vauxhall）、サウスウォーク（Southwark）など低地地帯では、あらゆる水路や溝が汚物で溢れかえり（ウェップ、上掲書、101頁の或る資料）、コレラ騒ぎの後でも、改善は全くなかった。

地方行政当局の権限は議会の法によって与えられるのだが、その法たるやチャドウィックの言うように、「（環境衛生の）目的達成のためには科学も技術もいらないと想定しているか、それらは誰でも持っているか」と想定しているか」（前掲書、37頁）であった。彼らの保持していた排水のコモンローとでも言うべき思想は、下水は固形の廃棄物ではなく単なる地中・地表の水（land water）を流し去るためのものだった時代に由来していた。ロンドンでは事務所用建物が下水に隣接することは違法だった。しかし、1810年から1840年にかけて水洗便所が次第に普及するにつれて、この禁止規定は有名無実になった。汚水槽で街中が、東から西へと蜂の巣状になっていった。そういう状況下で、貧しい人々の住む地域では、ポンプで生活水をくみ上げている場合があった。セント・ジャイルス（St. Jiles）の或る医療官は「もし、地中に何世紀にも亘るゴミが埋められていたり、土地が汚水槽で穴だらけにされていたり、何世代にも亘って死者が埋葬されたりしている場合、純度の高い水など得られるはずがない」と書き記している（H. L. ジェフソン『ロンドンの衛生進化』22頁：H. L. Jephson, *The Sanitary Evolution of London*, 1907）。

当時、衛生問題への対処は失敗していたが、その原因を判断する場合、ロンドンの衛生問題（とり

わけ排水問題)が遭遇した技術上の諸困難は念頭に置かれてしかるべきだ。1840年代になって、議会メンバーや自称改革者達は、排水路のサイズや形状、下水溝への落ち口(gully-hole)、鉄格子、排水トラップなどに関する新進専門家達の専門用語や相対立する意見に困惑させられていた。衛生科学はまだ新しく粗野なものだった。チャドウィックは1842年に、新発見に属することとして「水と鉄パイプを適切に使えば、いかに重い固形物を流し去ることが出来るか」を説明している(チャドウィック、前掲書、52頁)。比較的安価な鉄パイプ自体、さほど古くからあったわけではない。このような技術上の無知は、誰かの罪というわけにもいくまい。

(衛生状態の調査)

1838年に、ホワイトチャペルにあった悪臭を放つ溜め池の近くで熱病が発生した。これを契機に、その地域の救貧法当局が新しい救貧法理事会に請願書を出し、チャドウィックの尽力などもあって、理事会は強力な医師団を派遣することにした。医師団、特にそのうちのS. スミス(Southwood Smith)の、病気と給水との関係を論じた報告は、何千という読者の注意を引き、思慮ある公衆を驚愕させ、組織的な衛生状況の調査を導入する結果となった。同じ年に、前年の「出生・死亡とその原因・結婚を登録するための法律」が施行され、W. ファー医師(前述)が以後42年に亘る登録官事務所での奉仕を開始した。翌年、ロンドンの健康調査を全国に拡張する提案が、ロンドン枢機卿C. ブロムフィールド(Charles Blomfield:チャドウィックの後援者)によって強力的に推進された。こうして1839年8月に、ラッセル首相を通じて彼らの指示が救貧法委員会に届き、年末までには調査が始まり、1842年の報告に結果した。

上記調査の進行中に、下院の「諸都市衛生委員会」(Committee on the Health of Towns)が、建築、排水、清潔度・快適度の最低基準、等について何ら一般法が存在しないことに注意を喚起していた。こうした動きの中でピールは「大都市と人口濃密地域の状態に関する王立委員会」(the Royal Commission on the State of Large Towns and Populous Districts)を指名し(チャドウィックがその背後に居た)、その報告が1844-45年に出された。この報告の前に、チャドウィック自身の『諸都市における埋葬慣行等についての報告』(Report on ...the Practice of Interment in Towns, 1843)も出されていた。そこでは、一部屋に何人もが住んでいて死者がそこに長く保管されているとか、市の教会や墓地で折り重なった腐敗死体が放置されているとか、慄然とする状況が説明されている。チャドウィックは結論的に、次のような徹底的な勧告を行った:市街地での埋葬は禁じるべし、埋葬は国家の仕事とし衛生監督官の検査を受けるべし、葬式を僅かな費用で行えるよう公的配慮が必要、衛生に関する医療官制度を創設し埋葬は彼らの許可を条件とすべし、などである。

ピールの大都市委員会(上記)も、以下のように、チャドウィックに劣らぬ徹底的な勧告を公開した:衛生管理は直接に政府の下で、単一の自治体が責を負うべし:排水計画が実施される場合にはいつでも、適切な規模の「計画と検証」とがなされなければならない:政府は地方の排水領域を定め、かつ折々、拡大するものとする:単一の地方自治体がすべての下水路を建設する:排水を行う当局は同時に舗装も行うべし:自治体はあらゆる埃、灰、街のゴミを自己の物として責任を持ち、すべての汚水槽と便所の清掃を行う:自治体の公害関連権限(公害の内容規定、総合的な抑制)は拡大されるべし:煙害抑制のためにすでに若干の地方法で定められている規程は一般化されるべし:地方自治体があら

ゆる目的のために十分な水を確保することは絶対不可欠である：自治体は道路の拡幅と改良のために必要な費用を調達する権限を持つべし：地下倉や地階は、炉、まともな窓、適切な排水設備を備えていなければ居住用に用いてはならない：新しく建てる家には必ず適切な便所を設けるべし：自治体は衛生に関する医療官を任命すべし：リヴァプール、マンチェスター、バーミンガム、リーズなどの大都市やその他多くの都市に公衆のための歩道が欠けているので、自治体はその建設資金を調達する権限を持つべし、等々。

(1848年の公衆衛生法)

1846年には、国民衛生改革のように巨大で困難な問題に議会が取り組むなどとは殆ど期待されていなかった。しかし、アイルランドのコレラ再発や先覚者達のためめぬ努力が、無気力な一般公衆にも病氣、不潔さ、排水などへの注意を向けさせることになった。1848年にピール委員会の勧告に基づいて「公衆衛生法」(Public Health Act)が法制化された。これはその後全ての衛生法の基礎となっている。法案が議会を通過しようとしているとき、エコノミスト誌は「法案が反対もなく通過しようとしているのは遺憾：疾病や悪疫は自然の人間に対する叱責であり、駆逐は不可能：法で悪疫を世界から追放するという慈善を試みることは、善よりは悪を生み出す」などと論じていた。1848年法は、不幸なことにロンドンにおける管理上の諸問題(管理権・管理義務は誰にあるか、等)を先送りしていた。幸い、チャドウィックやS. スミスが入っていた別の首都圏衛生委員会がその問題解決の緊急性を強調していた。ロンドンでは1848年に首都圏下水委員会の設立という、新たな前進があった。この委員会は全領域に亘って、下水を監督する広範な権限を与えられていた。1848-49年には、新たな全国衛生法の監督権が初代の衛生院(the Board of Health)に与えられた。そのメンバーはシャフトズベリー(Shaftesbury: 伯爵, the Earl of Shaftesbury), モーペス卿(Lord Morpeth), チャドウィック, S. スミスであった。諸都市は未だ不衛生だったが、改善への展望が開けた。

(都市の過密)

1841年のセンサス委員会は、1831年に比べるとイングランドとウェールズにおける家1軒当たりの居住者数はやや改善した(1831年5.6人, 1841年5.4人), と言う。これに対してチャドウィックは、1841年センサスは31年センサスと異なって、フラットやアパート等の1単位を不当にも1軒の家として勘定している、と批判している。

この間、イングランドとウェールズの労働階層の住宅事情については、改善もなければ悪化もない、というところだろう。統計がより注意深く作成された1851年センサス(1軒は、戸建てもしくは隔壁で分離された居住区画を意味)でも、31年, 41年に比較して一般的な悪化は無いようである。つまり、イングランドとウェールズを対象とした場合、1841年の1軒当たり5.40人に対して、1851年5.46人となっている(51年には1軒の定義が厳しくなっている点を想起しよう)。1軒当たりの家族数(1841年には算出されていなかった)は、1.13家族であった。この点では、1820年代以来、いやこの世紀を通じて、重要な変化はなかった。1851年時点で「家族数/1軒」の比率が最も高かったのはプリマスーダウンポート(2.25)で、ロンドンは1.74, 南東部諸都市は1.22, ブリストル1.60, リヴァプール1.34, マンチェスター1.22となっている。

(都市住民・産業従事者の収入：建築業)

都市部や新興産業地域では、1830年と1846-50年間とを比較すると、労働者の貨幣賃金は（業種や地域によって動向は千差万別だが）、全体的に見て、奇妙なほど定常性を保っている。1790-1850年について動向を定式化すると「戦時の大上昇、戦後における下落（戦時大上昇より軽微）、その後は比較的安定」ということになる。まず、技術革新がなかった建築業を取り上げよう。ロンドンの煉瓦職人の場合、夏の1日賃金は19世紀末には3s.9d.（s.はシリング、d.はペニーもしくはペンス。以下、同様）、戦時最高値は5s.6d.、その後は5s.を下回ることなく、1848年には5s.3d.だった。マンチェスター煉瓦職人の場合、1820年代の週賃金は22s.6d.から24s.、1832年18s.6d.、1834年23s.、1849年28s.となっている。エディンバラの石切り職人（典型的なスコットランド建設業熟練職人）の場合（夏の週賃金）、1830年17s.、1840-44年20s.、1845-47年（鉄道ブーム）26s.、1848年20s.だった。これら全ての人々は、観察期間中全く同じ労働を行っており、1日12時間（夏）働いていた。

印刷業等の熟練業：新発明の影響を受けていないズボン製造職人の場合、F. プレイス（前述の仕立工労組活動家）の証言（1834年）によると、1793年の22s.（週賃金と考えて良い）から戦争の終わり頃には36s.まで上昇し、その後低下しなかった。彼によると、これは首都圏の熟練労働者の大半に典型的な動きであった（もっとも、他の職種では戦時の最高値がその後もそのまま維持されることはなかった）。ロンドンの印刷工、植字工、新聞作業工などの場合も大同小異である。全職種を通じて、戦時の賃金大上昇は戦後の下落によってやや相殺された程度であり、こうして確立された水準は、1848年までほぼ維持された。

しかし、次のことは銘記されねばならない：戦時の賃金大上昇は1790年から1810-15年間にかけての大幅な生計費上昇以下であったこと、ただし戦時に上昇した賃金とその後ほぼ維持されたので、1832-36年、1842-46年および、とりわけ1848-50年の食料費が安い時期には、熟練工の生活が楽になったという事実である。生計費は1790-1839年の間にほぼ23%上昇しているが、1835年、1843-46年、1848年後は、逆に1790年におけるよりも低くなっている。上で例示した幾つかの職種のうち、最も不運な職種でも、この間に（1790-1839年？）賃金は33.3%上昇している。幾つかの職種では50%以上も上昇している。

技術革新*と綿：技術革新のあった産業や新産業での賃金問題は、はるかに考察が難しい。紡ぎ工、梳毛工等の場合、仕事内容が絶えず変化していったし、また繊維産業では女子・児童労働が入り込んでくるからである。幸いマンチェスターについて、幾つかの典型的な技術職労働者の数値が利用できる（A. L. ボーリー『連合王国の賃金』122頁：A. L. Bowley, *Wages in the United Kingdom*, 1900）。このうち鋳型製造工は、1815-48年の期間、仕事内容の変化が最も少なかった職種と思われるが、初期の最高賃金は34s.8d.だった（1816年）。その後は1832年30s.、1834年34s.、1845-46年には36s.へと上昇したが、1849年には34s.に逆戻りした。マンチェスターの旋盤工の最高賃金は、1813年30s.、1820年26s.、1824-34年30s.、1845年33s.、その後は30s.に下落している。同じくマンチェスターの機械取り付け工（fitters）の場合もほぼ同様である。上記の諸業種の場合、建設職人やロンドンの熟練職人達

* 原題は engineering and cotton だが、内容をとって「技術革新と綿」とした。

の賃金動向とほぼ一致している。

綿工業の場合、統計上の困難性は最悪で、入念な取り扱ひが必要となる。機械が機械に取って代わり、女性が男性に、児童が女性に取って代わるからだ。以下の数値は幾つかの重要な労働者グループの賃金動向を示すに過ぎない。第3級男性紡績工（初めはジェニー、後にはミュールで粗綿糸を紡いでいた）の場合、戦争末期頃24s., 1833年22s. 6 d., 1836年21s., 1839年16s. 5 d. (綿業景気最悪の年)、となっている。その後変動を経て、1849年には18s. (1830年代の自動機登場が賃金を押し下げたようだ)に下落した。

第1級の上質糸紡ぎ工 (fine spinner) の場合、1815年44s. 6 d., 1833年35s. 9 d., 1839年42s. 3 d., 1840年代の最高値37s. (1849年), 最低値28s. 4 d. (1848年) だった。自動機が上記数値に影響を与えたことは疑えないが、恒久的な賃金押し下げ効果を発揮したとも言えない。機械に習熟するにつれて職工達がより多くの作業機を操作するようになるからである。動力織工(女性が多い)の場合、1824年(この頃、通常2台の機械を操作)には7s. 6 d.から10s. 6 d., 1839年には9s. 4 d., 1846年には10s., 1849年には10s. 2 d. を得ていた。1824年にすでに3台、1839年には4台を操作する織工の賃金数値が見られる。1849年までには3台操作工は週に13s., 4台操作工は16s. を得ていた。

手織り工：他方、手動機による綿織布工(以下、手動機による織布工を「手織り工」と記す)の場合、1834年、1838-41年の調査が示しているように、大多数が悲惨な状況に追いやられていた。事態は1820年代に危機的となっており、マンチェスターの手織り工は職があったとしても、良い年で週9s., 悪い年ならば6s. 6 d.しかもらえなかった。1834年の「手織り工の請願に関する委員会」は、「社会的に価値ある多数の人々が何年にも亘って類例のない耐乏を余儀なくされている」と遺憾の意を表している。1841年の委員会は、綿を含むあらゆる繊維の手織り工を念頭に置いて、この職種への過少需要と過大労働供給という観点から問題の困難性を指摘し、次のような実態を報告した。

グラスゴーでは、良質繊維を用いて無地物、ストライプ物、格子縞物、モスリンを織る成人職工の場合、週に7ないし7s. 6 d., 熟練度が劣る若年の、粗い繊維を扱う織工の場合、4s. 6 d.を得ていた。この数値は2万8000の織機にあてはまる。ブラックバーン (Blackburn) では、28家族の1家族当たり平均賃金は週9s. 6 d.強である。アシュトン・アンダー・リン (Ashton-under-Lyne) では、483家族を調査したが、その総員数は1,955人、1家族当たりの週賃金は4s. 11d. 強、休眠織機が213ある(1838-39年)。マンチェスターでは粗い繊維を織る402家族(1家族当たりの織機1.75台)の週当たり賃金は7s. 8 d.強だった。第1級の174家族は1家族当たり3台の織機を有し、週16s. 5 d.弱を得ていた。1家族に高度熟練職が1人、熟練度の劣る者が2人居ると仮定すると、グラスゴーの場合とほぼ一致し、これは手織り工の恵まれた層の代表例と見なしてよい。アシュトン・アンダー・リンの場合は、極度困窮の例であろう。

綿工業以外でも、全ての細幅・無地・粗繊維の手織り工が困窮していた。ミアフィールド (Mirfield) では、通常の細幅ウールの手織り工402人が12ヶ月間、平均して1週5s. 6 d. 強で働いていた(動力機が端的に導入されていた)。バーズリー (Barnsley) の亜麻布織り工(動力機は殆ど使用されていない)は週7s. 8 d.強だった。ナースバラ (Knaresborough) では、低品質亜麻布の織工賃金は7s. 4 d. だった。スコットランドにおける無地の軽量亜麻布を織る男性の場合、良いときで純収入7s. 6 d.

だった。ロンドンでは週平均、ネットで17s. 稼ぐ絹ヴェルヴェット織工も居たが、人数の多かったのは無地の絹・サテンの織布工で、その賃金は7s.5d. から5s.11d. だった。絹産業でも最下層を見ると、近隣の村の片手織りリボン織工は、僅か5s. しか得られなかった。ブラッドフォード (Bradford) 近辺でスタッフ (stuff:毛織物) を織っていた一群の証人によると、彼らは1838年、フル稼働で週平均ネットで7s.7d. 強を稼いでいた。このスタッフは細幅物であり、同地域では動力機導入が進展していた。

上に収集した1838-41年間の数値と状況は、1830-48年間の全期間を通じて、かなり代表的と考えられる。1835年には10万8632の綿動力機、3,082のウステッド動力機があった。1850年の対応数値は、各々24万9627、3万2617となっている。1829-31年を対象とする推計では、22万5000の綿手動機のうち、4万ないし5万機しか稼働していなかった。織布工達は死去するか、工場に吸収されるか、絹や装飾品を織る仕事にシフトしていた。他方、手動の装飾的ウステッド織りの場合は、まだ何とか生計が成り立っていたが、1850年になると、ウステッドも大部分が工場で織られていた。ウール織りの機械化は、より緩やかだった。動力機は1835年の2,045機から1850年には9,439機に増えていたが、この分野ではまだ、数多くの手動機が用いられており、手織り工達もリーズ近辺 (機械化が最も進んだ地域だったが) では、1850年代を通じて週14ないし15s. を得ていた。絹では動力機は1835年に309機だったが、1850年になっても1,141機に増えていただけである。後者の時点でも、マンチェスター、マックスフィールド、コヴェントリー、スピタルフィールド、東アングリアなどでは、数多くの手動絹織機があった。亜麻布の状況は複雑で、動力機はこの15年間で1,714から6,092機に増えたに過ぎない。スコットランドやアイルランドで安い生産が可能だったことが大きな要因だ。

要するに、需給関係の悪化から、手織り工達 (とくに綿の) は他のどんな産業階層よりも、景気動向によって大きな被害を受けた。他方で、綿事業家達は綿産業の拡大力と動力機の効率性に全幅の信頼を寄せており、1年に平均1万台の割合で、動力機を新設した。ウステッド織りでは動力機導入の進展は、破壊的というほど急速ではなかった。ウール、亜麻布、絹の場合、その進展度がいっそう遅かったのは確実である。

台編み工：台編み工 (framework knitters：ミシンに似たような編み台を用いて編む職人) の状況は多くの点で手織り工の場合と似ていた。すでに1844-45年頃にはフィラデルフィアで動力編み機が定着しており、マンチェスターやラフバラ (Loughborough) でも実験使用されていた。しかし、当該産業の問題は、動力機との競争というよりは下請け制であって、法外な低賃金とその維持を可能にしていた。この産業は小規模かつ極度に地域限定的であり、1844年には48,482機の編み台があったが (絹用の編み台を含む)、そのうち21,000機近くがレスターシャー、16,400機がノッティンガム、7,000機がダービーシャー、2,000ないし3,000機がスコットランドにあった (『台編み工の状況を調査するための委員会報告』6頁：Report of the Commissioner appointed to inquire into the Condition of the Framework Knitters, 1845)。編み工の賃金 (出来高制) は、1844年の調査に先立つ30年間に35%も低下しており、先述の煉瓦工、植字工等々の賃金動向 (1840年代半ばには世紀中のピーク値を余り下回っていない) と非常に異なっている。(以下では、主題が再び「手織り工」にシフトしている。)

どの業種でも循環的な失業や雇用不足に悩まされたが、代表的職業で大規模かつ恒久的な失業があったのは手織り工だけである。ノーザン・スター紙 (Northern Star: チャーティスト運動を支えた新聞で、

刊行は1837-52年。後にマルクスやエンゲルスも寄稿)が1838年にはじめて「マルクスの」な労働予備軍の教義を定式化した際に説明材料としたのも、この手織り工達であった(1838年にはマルクスはまだ20歳で、上の「マルクスの」(“Marxian”と,” “を付している)というのは「後にマルクスが論じたような」の意だろう)。ここでは改正前の救貧法と結びついた「過剰」労働力がまだ鉄道等々の産業に吸収されず、そこに、ひどく飢えたアイリッシュの予備軍が加わったのだ。但し、織布業においても、動力織布工の賃金は緩やかながら上昇したのであって、労働予備軍の存在もそれを妨げることはなかった。

炭鉱夫：炭鉱夫の賃金については、1日当たり額、週当たり額、週当たり労働日数など、かなりの資料がある。また、わが国産業において炭鉱の重要性は増大しつつあったし、賃金が景気動向に非常に敏感に反応していた点でも、注目に値する。1830年頃、炭鉱はそのサイズから見て、まだわが国の代表的産業ではなかったが、1851年には大ブリテンで15万人の成人男子、6万5000人の20歳以下の青少年、および相当数の女性や少女を雇用していた(女性達は主として坑外労働)。

イーデンによると、1790年代、ノーサンバーランドの鉱夫賃金は1日2s.6d.から3s., スコットランドでは3s.だった。なお、近年の炭鉱労働統計では当時の1週当たり労働日数を4.5日と算定している。1820年代のスコットランド鉱夫賃金は1日平均4s.2d.だった。推移は1821年3s.3d., 1825年5s.3d., 1826年5s., 1827-30年4s.3d.である(炭鉱夫賃金と景気変動との密な関係が既に確立されていたことが分かる)。1831-35年は4s.で安定、1837年には5s.に上昇、1839年には3s.6d.に下落している。ノーサンバーランド、スタッフォードシャー、ダラムでも動きは同様と見られる。1840年代は炭鉱夫にとって悪い時期だった。ディケードを通じて、また地域を問わず、賃金はほぼ3s.6d.を軸に低迷していた。以下に示すスタッフォードシャーの数値が1830年代のスコットランドと同様、40年代の鉱夫賃金曲線の動向を代表的に示している：1844年3s.6d., 1847年5s., 1848年4s., 1849年3s.6d.。数値の利用可能な全ての鉱夫賃金を総合すると、1840-50年のディケードに炭鉱夫賃金は3%強ほど下落した。しかし、この間に生計費は30%以上も下落している。

(生計費と産業賃金の一般的趨勢)

ピール登場(2回目の首相就任は1841-1846年)以前には、議会法と生計費との間に密接な関係はなかった。それまでも確かにビール税、ろうそく税、北部炭田から海路で運ばれる石炭への税、澱粉税、タイル税などの減税や廃止があったが、それらは(ホイッグ政権期の紙や茶への減税を含めても)労働者の生活にさほど影響を及ぼさなかった。ピール登場後でも、小麦は1842-46年には豊作だったが、ウィリアム4世時代の豊作期に比べると安くはなかった。しかし生計費は明らかに安くなった。というのは、ピールが1842年以来、食材の輸入禁止を全面的に廃止し(彼が政権に就いたとき、牛、羊、豚、およびそれらの肉、外国で捕獲された魚は、すべて輸入禁止だった)、その後はそれらへの税率、また他の輸入品への税率を切り下げたからである。さらに、砂糖にこそ余り手をつけられなかったが、バター、チーズ、衣服原材料への税を廃止もしくは軽減した。他方で鉄道と諸発明とが、衣服と燃料を安価にした。

1847年の商業恐慌と穀物価格の崩落以降、生計費は目に見えて低下した。1848年でさえ、前のディケードの最も好ましい年(1835年)以下になっていたし、その後は1780年以降はなかったほどの水準に低下した。他方、綿の手織り工のような斜陽業種を別とすれば(これは、深刻な例外だが)、あら

ゆる都市部・産業地域の労働賃金は1790-1850年の60年間に顕著に上昇した。ロンドン煉瓦工のような幸運な階層の場合、50%以上も上昇したし、全体的に見ても40%ほどの上昇が見られる。ただ、賃金と生計費の関係を考察する場合、1849-50年のように良好な時期（生計費は下落し、賃金は上昇している時期）ではなく、1838-41年や1847年のように不良な時期（生計費が急騰）を採ると、印象や結論が異なることは注意すべきだ。

賃金と生計費の関係を考察する場合、もう一つの問題は小売価格の正確な把握が困難な点である。とくに小売価格を算定する場合、ごく最近まで、卸売価格をベースとする他なかったが、現実には両者にタイム・ラグがあるという批判が絶えない。たとえば戦時の卸売価格上昇はすぐに小売価格に転嫁されたであろうが、その後の下落の恩恵は遅くあらわれたはず、というような批判である。

（トラック制とその実質賃金への影響）

さらにトラック制の問題がある（第9章参照）。この広がりや濫用の程度いかんによって、名目賃金から控除すべき額が異なってくるからだ。トラック賃金制は下請け制度と結びついていて、歴史は古く、既にエドワード4世（在位：1461-70年、1471-83年）の時代にピン、ガードル製造などの業種を対象に禁止立法があり、その後の歴代諸王の時代にも、繊維、鉄、手袋、長靴、レース、刃物、などの諸産業を対象に禁止措置が採られている。新産業興隆期にはいると、石炭、鉄、綿などの諸産業はしばしば街から遠く離れていたために、トミー・ショップ（“tommy” shop：第9章に登場した、雇主などが経営する「食料雑貨店」。ここで食料を購入出来るチケットを渡す形で賃金前貸しを行うトラック制の一形態）が便利な場合があった。しかし濫用が常なので、違法とされていた。建設業やロンドンの熟練労働についてはトラック制は無かったようだが、ロンドンでも底辺の労働ではその濫用が常だった。鉄道では、既に見たようにトラック制は慣行化していたし、濫用もあった。1830年代、1840年代の石炭、鉄産業でも広範に用いられていた。スタッフォードシャーではノーサンバーランドやダラムにおけるよりも濫用が甚だしかった。南北ウェールズ、モンマス、ラナークシャー、スコットランドの石炭、鉄産業でも広範に用いられていた。

繊維産業の中では、トラック制に関しても、台編み工が最も被害を被ったはずである。トラック制と斜陽産業との結びつきは、ヨークシャーのウーステッド地域によく示されている。とくに小規模雇主は1838-41年の不況や慢性的な現金不足を切り抜けるために、食料雑貨店としての利益で本業の損失を補ったり、売れないウーステッド製品で賃金を支払ったりしたのである。1842年のランカシャーでも、種々の形でトラック制が行われていた。トラック制について、例えばパウントニー師（Rev. H. Pountney）は、モンマスシャーの炭鉱夫なら、現物で20s. 貰うよりは現金で15s. を貰う方を選択する、と述べている。

（児童の収入と児童労働）

農・工業労働階級の福祉を算定する場合、一家の主要な稼ぎ手の収入のみをベースにするやり方では、当然不十分である。しかし、手織り工のような不幸な職業部門を別とすれば（この部門では調査が十分になされ、数値が得られた、ということだろう）、初期鉄道時代における家族全体の稼得額は必然的に推計値となってしまう。

児童の労働開始年齢について言えば、工場制度が開始年齢を早めたかどうかは疑問だ。1842年の鉦

山委員会では、地方によって差異はあるが、正規労働開始年齢は7、8歳からが代表的で、それを軸にして5歳から10歳（もしくはそれ以上）あたりまで、と報告されている。ただ、錫、銅、鉛、亜鉛の鉱山では12歳以下の児童が雇用されることは稀だった。1843年の「繊維および鉱山以外の産業における児童労働問題」報告では、「7、8歳に正規労働を開始するのが一般的」と説明している。ジョージ1世時代（在位：1714-27年）に遡れば、ヨークシャーのウール産業について「4歳以上は働くのが当たり前で、そのために当地では余り戸外に人を見ない」という報告もある。

したがって、1819年のトーリー党による工場法が「9歳未満の児童は綿工場で働いてはならない」と定め、1839年のホイッグ党による法が絹以外のあらゆる繊維産業で9歳未満児童の雇用を禁じたとき、議会は単に繊維産業での児童労働濫用を戒めた（及び腰気味だったが）のではなく、国全体における、貧困労働層の伝統的な労働開始年齢を引き上げようとしていた可能性がある。

マンチェスターやリーズのような典型的産業都市では、児童労働に助けられて相当な家族収入が生じる機会があった。しかし、1830-40年代の繊維都市における記述を見ると、そういう「相当な家族収入」の例は稀だったようだ。繊維と同様、軽金属工業の街でも、児童の就業機会は多かった。パーミンガムでは多くの少女がボタンへの押印やネジの頭に刻み目を入れる仕事で成人男子や少年を駆逐していた。ウルヴァームトンの重量を扱う鋳鉄業では彼女たちを雇わなかったが、錫の玩具や釘、鎖、ネジの製造、座金の穴開け作業などでは大いに雇い入れていた。

ロンドンでは工業地帯や農業地帯に比べれば、就業児は少なかった。1851年センサスでは、ロンドンの10歳以下の使い走り少年は155人、下女は58人に過ぎず、しかもこれが児童の最大就業職種だった。同じ時期に綿産業では、10歳以下の少年が2,000人以上、少女も2,000人弱存在した。ウールとウーステッドでは、少年3,000人弱、少女2,000人以上、工場法規制の対象外であるレース業では2,600人の少女、同じく対象外の藁編み業（田舎の小産業）では少女2,700人、少年1,500人となっている。ロンドンは工場法規制の影響が少ない地域だったから、もし実際に多数の児童が雇用されていたら、上記のような僅少な数値にはとどまらなかったはずだ。もちろん、センサスに表れない不規則雇用は多数あった。乞食、呼び売り、新聞売りには児童が使われた。しかし、典型的なロンドンの賃金稼得者（その賃金は最低水準ではなかったことを想起しよう）の子ども達は家にいるか、学校に通うかであって、10歳代になると男子の場合は使い走りを勤めたようだ。1851年のロンドンには、10-15歳の使い走り少年が10,500人居た。その後は運が良い場合、仕事に就いて修行を始める。1851年にはロンドンに23,000人の大工と指物工（古くから仕事内容が余り変わっていない）が居たが、そのうち15歳以下は270人、15-20歳の少年も2,000人しか居なかった。塗装工、配管工、ガラス工は15,000人居たが、そのうち200人が15歳以下、1,350人が15-20歳だった。印刷工は10,000人で、そのうち500人が15歳以下、1,800人が15-20歳だった。

他方、ロンドンで召使い・下女の仕事に従事させられている町や田舎の少女の数は異常なほどだった。すなわち、1851年のロンドンでは15-20歳の女性総数11万5000人のうち3万9000人が家事関連の有給の召使いだった。その他、1万人が縫子と帽子作り、1,900人が洗濯業、1,400人が仕立て業、1,100人が靴屋、同じく1,100人がイースト・エンドの絹産業に従事していた。9,000人がその他諸々の職業に少しずつ配属していた。残りは学校生徒、自宅の家事手伝い、若い妻などである。

(既婚女性およびそれ以外の女性の労働)

1851年センサスによると、大ブリテンには、寡婦とは別に、約346万1524人の配偶者のある女性が居た。そのうちほぼ263万1000人が専業主婦として自己登録している。また、20万2000人が農牧夫、9万4000人が靴屋、2万6000人が肉屋、3万4000人が宿屋および免許のある食糧供給業者、6,000人が種々の店舗持ち、の妻であった（上記5カテゴリーの妻の合計人数は36万2000人。彼女達は専業主婦として自己登録していない）。寡婦は約79万5590人で、そのうち無職申告者は29万人だった。上記約263万人の「専業主婦」のうち、家庭内で織工や仕立工等々として働いている場合でも、その相当数が単に専業主婦として登録している可能性は高い。また、家庭内で間歇的に下請け仕事をしている人々の多数が同様に登録している可能性もある。（しかし、そういう中間カテゴリーの存在を度外視すれば）残る50万人近く（ $346.2 - 263.1 - 36.2 = 46.9$ [万人]）が正規の仕事を持った妻ということになる（これに働く寡婦50万人が加わる）。

さて、最大の女性雇用「産業」である家事労働（召使い・下女としての勤務）では、実に主要繊維産業全体の女性雇用者数（約50万人）の2倍以上（約103万人）が雇われていたが、彼女達が自分の家庭の母親である場合は稀であった。女性の工場労働者達も、結婚後、工場で働く者は稀だった。1851年の統計では、綿工場で働いている24万8000人の女性のうち10万4000人が20歳以下で（そのうち6万7000人が15-20歳）、20-25歳は5万1000人、25-30歳は3万1000人、30-35歳は1万9000人だった。その他の繊維産業、およびレース編みなどの家内工業でも、年齢別の就業者数分布は綿の場合と同様だった。繊維産業女性労働者達の多数は20-35歳の間に結婚し（26歳までの結婚が最も多く、その後30歳までがこれに次ぎ、少数がそれ以後）、結婚後は仕事を辞めた。他方、既婚女性の正規職業としての雑役婦や洗濯婦の場合は、年齢分布が全く逆で、40-50歳くらいまでは、年齢が上がるほど従業者数が多かった。

炭鉱における悪名高い女性労働濫用は、1851年までには終わっていた。もっとも、10年前でも、女性炭鉱労働者は多くはなく、既婚者は更に少なかった。この慣行は地方的なものだった。ノーサンバーランド、ダラム、ウオリック、スタッフォード、シュロップシャー、レスター、ダービー、南グロスターシャー、北サマーセット、北ウェールズには女性炭鉱労働者は居なかった。カンバーランド、西スコットランドにはごく少数が居た。西ライディング、ランカシャー、東スコットランドは暗黒地帯で、チェシャー、南ウェールズ、ディーンの森などでも女性炭鉱労働者が居た。いったん坑内に入ると、男女間に仕事内容の差は殆ど無かった。過重労働、裸体労働、乱交などについての悲惨な説明は、ランカシャーと東スコットランドの一部からのものである。タインサイドの、古くから成熟した資本主義は、炭坑での女性使用慣行と無縁だった。

(徒弟制度)

1842-43年の児童雇用問題委員会（Commissioners on Children's Employment）が鉱山や工場以外の雑多な産業（当時の法では、このような概念規定だった）を調査した時、委員会は徒弟制度の根強い残存に強い印象を受けている。鉱山や工場では、正式のもしくは準法的な従属関係はなかったが、その他産業の大部分では、徒弟制度の存在が原則だった。児童達の或る者は法的に7年間、徒弟修行を余儀なくされた。しかし大多数の者は何ら法的な形式をとることもなく、21歳まで親方のために働か

された。開始年齢は7歳という場合もあった。しかも、学ぶほどの技術が無い産業もあった。ロンドンでは、シティの場合14歳から、教区の場合12-14歳で、徒弟に出された。貧乏人の徒弟は、男子の場合、靴屋か仕立屋に出されることが多く、女子の場合は家事労働か服屋が多かった。バーミンガムでも徒弟は一般的だったが、親方と一緒に生活するのではなく、家から通っていた。ウルヴァームトン地方では古い住み込み徒弟制度の改悪版が浸透していた。児童達は法的に（すなわち治安判事や後見人によって）ではなく、何らかの代理人によって不法に拘束されていた。若年で徒弟に出された場合は、まず使い走りか不潔な労働もしくは家事労働に使われた。親方が死亡すると徒弟は財産の一部として扱われ、誰が親方の跡を継ごうと、徒弟は21歳までその人間の従属物であった。

シェフィールドでは、少年達は刃物産業の親方と半独立的な遍歴職人の両者に従属していた。徒弟は遍歴職人と起居を共にし、初めは週に2, 3ペンス、14-16歳になると週に2, 3シリングを貰い、常に21歳まで親方に仕えた。その他諸産業でも状況は大同小異である。この時の調査の結論は次の通り：徒弟制はいまだ一般的に、手作業と小企業に随伴している：徒弟と親方の関係が今や国などの規制を受けなくなっているので、何世紀にも亘って取り締まられてきた濫用が、再び頻発している：高度の技術が必要とされる産業（ガラス工業やロンドンの諸種の手作業など）では、徒弟制が特に生き残り、新たな「発展」を遂げている：救貧法当局の児童搾取体質は健在である、等々。

（労働規制：工場運動：鉱山の女性：煙突少年）

アシュリー卿（Lord Ashley）は、1842年の鉱山労働に関する報告に喚起された嫌悪感に乗じて鉱山・炭鉱労働規制法を通過させた。これによって女性が坑内から解放されるまでは、労働規制法は女性を念頭に置くことがなく、対象は専ら年少者の労働だった。それまでの法は女性が働く場所、労働時間の長さ、条件などには全く注意を払ってこなかった。ちなみに、1日10時間以内労働の主張さえ、組織的になされ始めたのは、漸く1830年になってから（ヨークシャーにおいて）である。それまでは、1815年に先代ピール（ピール首相の父）が綿工場における10歳未満児童の労働禁止と1日10時間以内労働を示唆していた程度で、理念や運動は萌芽にとどまっていた。1832年には、大人の労働者と共に、ぼろ服を纏った子供達が「10時間労働法案を勝ちとるぞ」と歌いながら、ヨークシャーまで40-50マイルを行進したと言われている。しかし、その10時間運動の推進者達すら、1841年までは成人女性の労働時間制限を公式の綱領に入れてはいなかった。ただ、運動推進者達も、制限の必要を念頭に置いてはいた。児童の労働時間が制限され、かつ児童以外の女性がその埒外に置かれると、工場主達は児童の代わりに成人男子や女性を雇って長時間労働させる懸念があったからである。

1833年法は、M. T. サドラー（Michael Thomas Sadler）とその議会での代弁者アシュリー卿によって推進された10時間労働法案への公式の回答である。しかし、それは1833年に製造業者達の要求によって任命された特別委員会（任命は10時間運動推進者達の憤激を買った）の報告を基礎としていた。1836年にこの法が稼働し始めた時、主内容は以下ようになっていた。9歳以下の児童は労働禁止（絹工場は例外）：13歳以下の少年の労働は9時間以内（絹工場は10時間以内）：13-18歳の少年の労働時間は12時間以内：18歳以下の少年・児童は夜間労働禁止（絹工場も）：4人の巡回検査官が法の実施状況を監督する（権限は治安判事と同等）。検査官については、製造業者達は住み込み検査官を希望していたが、制定法では巡回検査官となった。この検査官達が新法を機能させたのだが、任命方式よ

りは、その国務大臣への定期的な報告と人選とが運営上の新機軸だった。

1833年の委員会による面談において、或る証人は炭鉱の若者、帽子製造業の徒弟、店の使い走り、学業を終えるために学校に呼び戻された少女達（この証人は、彼女達が工場にいる者と同様に不健全、としている）などにも、法の適用を拡大するように懇願している。委員会はこれに対しては無力だった。7年後にアシュリーの尽力で、鉱山と工場の児童・少年の労働に関する報告を行う委員会が任命されたが、帽子職等々の年少者は埒外のままだった。この間、工場法が機能しはじめ、その数々の欠陥が露わになった。また、北部の労働時間制限運動家達もまた、この法を恥辱的な欺瞞であるとして、助力しなかった。実際、児童、少年、成人に対する3通りの労働時間制限を管理・運用することには重大な困難があった。

1842年4月に鉱山労働報告書が提出され、アシュリーの努力によって早くも7月末には法案が両院を通過した。もっとも、上院では法案への冷淡さや議員達の利己心が露呈され、アシュリーはこれに対して憤激している。法では女性・少女および10歳以下の男子の坑内労働が禁じられた。15歳以上の男子以外は、巻き揚げ機の担当を禁じられた。また、賃金は居酒屋、パブ等の飲食施設で支払われてはならないと規定された。これら種々の規定は混合されて、その後の鉱山法の基礎となり、検査官の所管となった。検査官は国務大臣に報告義務を負ったことも規制の効果を強めた。

1843年に政府は、今や検査官達から定期的に報告を受けていたので、すでに規制されている業種を対象に新たな工場法案を提示し、多少の曲折の後、1844年に法制化された。この法は、工場労働改善のために奮闘してきた人々の主張を大いに採り入れていた。内容は、機械に対する防御フェンス（良心的な工場では既に採用されていて、検査官達はその一般化を切望していた）の導入：あらゆる規制に関して、女性を年少者と一括して扱う：工場標準労働日確立への前進（作業開始時間を定義）：全ての女性と年少者は同時に昼食を摂るべし、などだった。これら諸規制の結果、検査官の権限が強化された。アシュリーはまた、1845年にも捺染業を対象として同様の規制法を成立させた。

議会が規制法に親和的になってきたので、10時間運動推進者達は努力を続けた。アシュリーやその後継者のJ. フィールドン（John Fielden: トッドモーデン [Todmorden: 西ヨークシャーの街] のクエーカー教徒で綿紡績業者。みずから父の工場で10歳から10時間働いていた）の奮闘によって、1847年に下院においては151対88票で、上院ではさらに容易に（主教達の助力があった）10時間労働法案が通過した。法案が上程された時、エコノミスト誌は「原理は穀物法論争の時と同じだ。ただ、利益を得る階層が、もはや地主達ではなくて工場の労働者である点が違うだけである」と論じ、また法案が通過した時には巻頭記事で「上院は我が国産業をだめにするために下院と同盟を結んだ」と述べ、僧職者達への冷笑を露わにした。雇用主達は、大きな災厄を招くことなしに、工場労働時間を1日10時間に減らすのは不可能だと信じていた。その災厄というのは、工場労働者とその家族に全く仕事がなくなる、というものである。しかし法が施行されたにもかかわらず、産業は生き長らえ、マンチェスター地方における1849年の綿業労働者賃金は、1841年に比べて遜色なく、生計費は20-30%下落していた。

1847年にアシュリーは煙突少年協会（Climbing Boys' Society: 煙突によじ登るところからの名称なので煙突少年と訳した）の座長を引き受けていた。上記とは別の、酷使された少年グループを救うためであった。下院は1788年頃から、概して煙突掃除人に好意的で立法規制も行ってきたが、適切な実施機

構が欠けていたために効果がなかった。1817-19年に少年の煙突掃除自体を禁止する試みがなされたが、上院の反対で頓挫していた。1834年に少年達に好意的な法が成立し、火のついている煙突に少年を登らせることを違法とし、10歳以下の児童を徒弟にとることを禁じた。1840年に、アシュリーも参画した法が成立したが、ここでは1834年法の内容が再度盛り込まれ、さらに21歳以下の者が煙突に登ることを禁止した。また、16歳未満の少年を煙突掃除徒弟にすることを禁じた。しかし、徒弟修行をしていない少年が煙突掃除に使われることはあり得たわけで、ロンドンや他の幾つかの場所で法が実施されたとは言え、1840年代を通じて、アシュリーの協会はまだ長い闘争を余儀なくされた。

(産業地域におけるイングランドの新救貧法)

改正救貧法(1833-34年:第8章,第11章,参照)は、ほぼ全てのチャーティスト運動・工場労働規制運動の推進者達から、厳しい批判を受けた。サドラー、フィールデン、コベットなどが、新救貧法は貧窮者をいっそう貧しくさせるとして批判したし、それが新法の目的だとする批判も強力だった。もしも新法が救貧法調査委員会や実施委員会の当初の意図通り(健常者への屋外援助をゼロとする)に実施されていたら、流血の惨事が生じた可能性も否定できない。批判的な空気は特に北部工業地帯で濃厚だった。新法成立当初、イングランドの工業地帯では、救貧支出はどんな種類であれ、不十分だった。また、スコットランドの工業地帯では、健常者への救貧支出はゼロだった。手織り工や靴下職人などが、多少の収入補助を受けていただけだった。そういう次第で、屋外支出を完全に否定すれば、流血革命が起こっていたかもしれない。実際には屋外援助は完全には否定されなかった。第一には法が作られたやり方の故であり、第二には1836-40年の時期に工業地帯から怒りの声が高まったためである。

実施委員会が新法を地方に施行しようとしていた1834-35年には、穀物は豊作で安かった。これは貧窮化を大いに和らげた。しかし、1836-37年、新法が工業地帯に適用されようとしていた時、景気は下降し、生計費は1820年以降(1825年を除けば)最悪の高値(1839年)に向かって上昇しつつあった。実施委員たちは、反政府抗議行動に組織されつつあった人々の間を走り回らねばならなかった。ところが、従来から救貧態勢に関しては、地方ごとに大きな差があった。ランカシャーや西ライディングの大規模教区(半ば地方的で半ば都市的)では、教区はいくつものタウンシップや礼拝堂管轄区に分割され、旧式の緩やかな救貧管理がなされており、作業院もなければ中央救貧院も一切なかった。マンチェスターやウィガン、リヴァプールなどではそれぞれ種類・運用方法の異なる救貧院を擁していたが、その実態は様々だった。したがって、1834年法の基礎がある地方ですら、その基礎の上にあった既存の構築物は除去されねばならない場合もあった。実施委員たちの仕事は、1837年から1838年にかけて、厳しいものとなった。

ハッダースフィールド(Huddersfield)では最初に選出された保護官は動こうとせず、第二回の保護官たちは暴徒たちに襲われた。トッドモーデン(フィールデンの地元)では、フィールデン一族が、保護官を辞職させるために工場を閉鎖した。ブラッドフォードでは深刻な蜂起があった。そこで委員会は、ランカシャーと西ライディングにある31の教区連合に対する政策を変更して宥和を図った。「貧困男性でも雇用されている健常な者(およびその扶養者)に対しては一切金銭援助を禁じる」という有名な通達-この通達は南部の全ての教区連合にすでに発布されていた-の代わりに、委員会は保護

官達に対して、単に伝統的な方法で援助をするように指示しただけであった。この結果、保護官達はこれまでのやり方で自由に援助を与えることが出来た。1839年末に委員会が報告を出した時、賃金援助の禁止はノーサンバーランド、カンバーランド、ウェストモーランド、ダラム、ヨークシャー、ランカシャーには適用されていないとしている。1841-42年の第8次報告では、全部で590ある教区連合のうち、なお132に対しては一般的な屋外援助禁止法令が公布されていないと説明している。これらには十分な作業院がない地方の連合（主としてはウェールズ、首都圏、ランカシャー、チェシャー、一部西ライディングの工業地帯の教区連合）が含まれていた。事情を良く物語る地域リストと言える。古い習慣、喫緊の必要性、同情などが委員達を打ち負かしたのだった。1844年の3月25日を終期とする四半期をとると、イングランドとウェールズで23万1000人が作業院での援助を受け、124万7000人が屋外援助を受けていた。1848年の対応数値は、各々30万6000人、157万1000人である。委員会が譲歩をせずに屋外援助禁止を断行したノッティンガムのような地域では、委員会は厳しいしっぺ返しに直面せねばならなかった。同市市長は1840年に、臨時援助の拒否と作業院における被援助有資格者の認定厳格化の結果、貧困家庭では、なけなしの家財を順々に売ったり質に入れたりする悲惨な状況に追い込まれた、と訴えている。

（反救貧法運動とチャーティズム）

この頃、そして委員会が屋外援助厳格化原則を工場地帯に適用し始める前ですら、反救貧法運動はチャーティズムと融合していた。チャーティスト運動はF. オコナー (Feargus O'Connor) の主導するノーザン・スター紙を原動力にしており、北イングランドが中心であった。彼らはロンドンの微温的な空気を嫌って、1848年のチャーティズム崩壊に至るまで、ロンドンを煽動し続けていた。チャーティスト運動を支えた大衆は主として窮乏階層であって、指導者は真面目な理想主義者やごく少数の革命家のほか、デマゴグ、予言者などを含んでいた。労働組合は概ね、この運動に距離を置いていた（もっとも、少数ながら靴職人組合のように真正のチャーティスト組合もあった）。チャーティストの指導者達がストライキを呼びかけても、労働組合からは反応がなかった。とりわけ、熟練労働者から成る強力な組合はチャーティズムに賭けることはしなかった。非熟練の不運な手織り工や台編み工、失業者、少数の鋳夫達などがチャーティズム運動の熱心な支持者の典型であった。その後の運動の展開・帰趨は経済学的視点からよりは、社会的・政治的視点から説明されるのが妥当のようだ。

（スコットランドの救貧法と1845年法）

1830年代後半、1840年代前半の不況は、スコットランドの古い救貧法をもゆるがし、その不備を明らかにした。16世紀から不変のままの同法は、1840年代のクライドサイド (Clydeside) には適用不能だった。1839年のスコットランド教会全国集会の報告では「非雇用の人々が折々の病気・不時の災厄に遭った際に臨時的な救済を受けるべき場合が多く生じうるだろう」と述べていた。しかし、当該の人々は法制上の当局からは、ほんの少ししか援助を受けていなかった。ペイズリー (Paisley) では1819年の深刻な失業時に、ヘリターと長老会議から成る救貧法当局（第8章参照）は、救貧申請者が健全者であるという理由で、すべての援助を拒否しており、裁判所もこれを支持していた。1840-1843年間にペイズリーの窮境は再び非常に深刻になり、やむなく或る特別救済委員会が設立され、トウィード川の南北から義援金を集めた。ロンドンでも義援金を集めて同地に送るとともに、救貧法の専門家を

1人派遣した。彼は「プレイズリーでも1841-42年に1,227ポンドほどの資金が集められ、1万人から1万3000人ほどの人々が救貧援助を受け、その他に3,682ポンドの費用で、法定困窮者（不具者、病人、無能力者、身体弱者）700人ほどが援助を受けている」と報告している。

1843年1月にスコットランド救貧法制度に関する委員会が任命されたが、その報告は「職を見つけることが出来ないという理由から、健全者に対して援助が行われたケースは非常に稀である」としている。グラスゴー警察署長は同報告で「その結果、石工、煉瓦工などはしばしば冬期に職を失って切羽詰まり、普段はやらない街頭での物乞いに追いやられている」と述べている。また、法上の困窮者の中には、バッジを貰った公認の乞食が、今なおハイランドばかりではなくパースやカーコーディ（Kirkaldy。正式にはKirkaldy）にも存在していた。バッジが無くても、法上の困窮者は1週に1度か2度は物乞いを認められることがあった。

救貧資金から医療上の援助を行うという法的規定は殆ど無かった。システム全体が屋外援助に基礎を置いていたので、救貧法による施設は非常に不足していた。グラスゴーには市の病院（Town Hospital）以外何もなかった。ただ、エディンバラには三つの慈善救貧院があった。一時的困窮者には、上で委員会が述べているように、援助は殆どなかった。

委員会は非常に保守的だった。要は古い慣行（教会での寄付金を一時的困窮者に用いる、という）への回帰を良しとしていたのである。彼らは救貧のための地方税賦課が広がっていることに注目していたが、それが強制的なものになることには不賛成だった。

南イングランドから派遣された救貧法の専門家E. トウイスルトン（Edward Twisleton）は、彼らの上記意見全てに異論を唱えた。旧方式では高齢者や病弱者にさえ保証がなく、医療援助は強制的ではなく、街の健全な困窮者に対する避難施設は保証されず、救貧院の建設も勧告されておらず、周期的に生じる失業者への対処方法も提起されていない、というわけである。委員会報告の結果として制定された法（1844&1845年）がトウイスルトンを満足させたはずはない。同法は、貧者救済のための監督局（Board of Supervision）を創設した点ではイングランドの修正救貧法を模倣していた。局は若干の役人と王の任命による3人の委員で構成され、救貧法業務のために教区連合を当事者に任ずることが出来たが、イングランドと異なり、それも強制的ではなかった。都市部教区では選挙制の救貧法管理官が置かれねばならなかったが、地方では、救貧地方税が賦課されている教区では役人と選挙制の管理官が混在し、賦課されていない教区では、従来通りヘリターと長老会議が管理官となった。教区管理官は、もし望めば、監督局の同意の下に救貧地方税を課すことが出来た。救貧院についても同工異曲で、人口5,000人以上の教区では、望めばそれを建設することが出来たが、建設義務はなかった。このように救貧のイニシアティブは、委員会（上記：1843年1月任命）の望み通り完全に教区の手に乗ねられた。

法は緩やかに稼働し始めたが、運営上、深刻な困難に直面していた。救貧のための集中化されたシステムが欠けていた。ハイランドと西部諸島における1845-47年のジャガイモ不作は、もともと平常時を念頭に置いて構築された法に解決を望むべくもないような問題を提起した。アイルランドからは、クライド地方に向けて一時的に労働力が流入してきた。医療援助はどこでも困難だったし、ハイランドでは不可能でさえあった。1848年までには、僅か8つの新しい救貧院が認可（建設ではなく）され

たに過ぎなかった。こうして、最初の3ないし4年間は、新法が貧しい人々の期待を満たすことはありえなかった。

(前進：友愛組合)

(1829年に友愛組合関係の諸法が統一制定されていた。これは友愛組合の発展を物語るものだった：第7章参照)。友愛組合の発展は順調だった。疾病クラブ、埋葬クラブ等々、種々雑多な小規模の互助組織を母体とするものが多い。1838年にはグレート・ノーザン鉄道関係者による最初の鉄道友愛組合が登場する。

1835年までに、わが国では100万人を超える人々が何らかの種類の友愛組合に加入していたと推計されている。1847年向けには、より信頼できる統計が作成されたが、対象地域はイングランドとウェールズ、統計対象も登録組合のみ（登録は強制的ではなかった）、対象年次も1828年から1847年に限られている。これによると、1847年8月の友愛組合数は1万0433、加盟人数は78万1722人となっている。その前年における友愛組合の収入は69万3751ポンド、種々の形の給付金払い出しが51万8978ポンドであった。上記の数値には強力なオッドフェロー（Oddfellows：単独職場では組合構成要件の人数を満たし得ない群小労働者達が職種横断的に複合的な団体を組織したのが起源とされる。）組合が含まれていない。この組合は加盟者数40万人、収入額25万ポンドを優に上回ると考えられていた（このうち、マンチェスター・ユナイティが圧倒的な比重を占めていた）。スコットランドでは多種多様な組合が存在し、もし同地をも含めると、1840年代後半の友愛組合加盟者総数は150万人ほどになるだろう。この頃の20歳以上の男性人口総計が550万人以下であったことと対比されたい。

加盟者については、ランカシャー地方への異常な集中が目立つ。1847年統計では同地の加盟者は25万8000人ほどであった。これにランカシャーのオッドフェロー組合や、多くの小規模な非登録組合が加えられねばならない。1851年の同州における20歳以上の男性総数は53万8000人に過ぎなかったため、1847年時点ではランカシャー男性の3分の2ほどが何らかの組合に属していたと考えてよいだろう。ロンドンとミドルセックスの加盟者を合わせても6万6000人に過ぎず、首都圏が如何に種々雑多な小規模組合を擁していて、かつそれが非登録であったとしても、その人口総数の大きさから見て、ランカシャーにおける加盟者割合と比肩出来そうもない。

友愛組合に対しては厳しい批判があった。貧しい階層の零細貯蓄に依存していて、その運用も不正確（経理上の誤りが多い）であるのみならず、しばしば不健全だ（パブで会合が開かれたり、管理費のウェイトが異常に高かったり、支出が酒食や馬鹿騒ぎに向けられたり）というものである。しかし、そういうことはギルドの儀式にも先例があるし、マンチェスターやリーズのように、都会の魅力に欠けている新興産業都市の成人男子に対して、そういう楽しみを禁じることに無理がある。

貯蓄銀行：1833年に工場委員会が貯蓄銀行への貯蓄額をアンケート形式でたずねたことがあったが、これは完全な失敗で、貯銀の当該職員達は情報を提供しようとしなかった。しかし、同じ年に他の統計（ここでは、具体的な統計作成主体や統計名は示されていない）が関連数値を明らかにした。それによると同年のイングランドとウェールズにおける貯銀数は408、預金者数は42万5000人、預金額は1,433万4000ポンドであった。その2年後にスコットランドにも貯銀法が導入され、同地でも貯銀預金が進展した。1844年におけるブリテンの貯銀預金額は2,700万ポンド近くに増加しており、そのうち2,600万

ポンドがイングランドとウェールズの、残余がスコットランドの預金だった。このうちどれほどが無産階層からの預金であったのかについては確定資料がないが、おそらく彼らからの預託は2,700万ポンドの半分以下だったと考えてよいだろう。

労働組合：1830年代, 1840年代について見ると、一般的には、古くから存在して技術革新の影響を受けていない職種の労組は、継続的に活動したが（地方ではとくにそうだった）、そういう職種の場合でも、新たに不定形的に発展しつつある街では、旧来の影響力を失いがちだったと言えそうである。新興の業種・職種では、労組は景気循環に伴って、ストライキを成功させたり失敗させたりしつつ、勃興したり消滅・衰退したりしていた。

さて、1923年のポストゲイト氏の研究によって、或る旧型職種における労組の動向を数値面から説明することが出来るようになった（『建設工の歴史』：R. W. Postgate, *The Builders' History*, 1923）。その組合は石工組合（Operative Stone Masons）である。この組合は1830年代初頭に地方の石工組合事務所を基礎を置いて設立されたのだが、本来、より大規模で野心的な建設工組合（Operative Builders' Union）の一部として位置づけられていた。1833年には6,000人のメンバーを擁していた。政府が反労働組合のキャンペーンを盛んにしていた1835年にはメンバーは1,678人に減り、1837年（好況期）には再び5,590人に回復していた。不況と高物価の1838-42年、およびロンドン石工達のストライキ（1841年）を経て、1843年には加盟者は2,144人に減っていた。1848-52年頃は4,700人と6,700人の間で変動していた。この組合はイングランドの組合であり、1851年センサスによればイングランドとウェールズを合わせると、20歳以上の石工と舗装工が6万6000人居た。組合加入率が非常に低いことになるが、彼らが小グループで各地に散在していたことが主因だろう。これは職種の如何に関わらず、1830-50年頃、地方に散在する古いタイプの職人達全般に言えることであった。彼らは伝統を誇る強力な組合を擁していたにもかかわらず正規の組合員として登録される割合は低かったと見てよい。1840年代初頭、全国の正規労組員は10万人未満という推計があるが（ウェップ『労働組合思想の歴史』472, 748頁：The History of Trade Unionism, 1894）、上記の事情に呼応すると言えよう。

上記した正規労組員の数の少なさに比べると、1833-34年に大全国統合労働組合（the Grand National Consolidated Trades Union）に参加した50万人以上と言われる数値（ウェップ、上掲書、54頁）が目立つが、1820年代には団結禁止法撤廃の結果、人々は組織結成とストライキが自由になったと感じていた。1825-26年の商業崩壊がストライキの頓挫や弱小組合の消滅をもたらしたものの、1827年には多数の地方代表者達が一堂に会して「大工・指物工一般組合」（the General Union of Carpenters and Joiners）を結成した。その2年後には煉瓦工も一般的な組合を発足させていた。この後に食糧危機、大陸の諸革命、地方での蜂起、共産主義・社会主義教義の伝導、コベットの言説、労組を政治目的に活用せよというアットウッドの議論、そして選挙法改正法案に関する大失望、などがあったわけである（50万人以上という上記数値はその結果である）。

改正選挙法の前に石工と煉瓦工の一般組合は他の建設関連職人達と共に準連合的な建設職人組合を結成していた。1833年にはその加盟員は4万人であったと言われる。その後も急速に成長したが、この組合には仰々しい加盟儀式があった。同組合にはオーエン主義者の影響が強く、指導者達は建設職人のギルドを創り出すことに意欲を燃やしていた。そこでは親方は選挙に依ることとなっており、組

織の敵は請負業者 (contractor) であるとされていた。請負業者が自ら決めた賃金で職人を雇う権利はない、というわけである。ランカシャーでは、多くの小親方が〔ちょうど300年ほど前にロンドンの資本主義的な諸業種の小親方達がヨーマンの組合 (societies) に加入していたように〕この組合に加入していた。事情は、多分、他の地方でも同様だった。彼らは、古くて死滅しつつあったシステム(つまり、建設労働の雇用者が種々の職種の小親方と個別に契約を結んでいたシステム)を保持しようと望んでいた。

1829年には、煉瓦工の地方支部を連合させる試みと時を同じくして、J. ドーティー (John Doherty) の計画に基づき、イングランド、スコットランド、アイルランド各地から、マン島に代表が集まって、連合王国綿紡績工組合大連合会 (a Grand General Union of the Cotton Spinners' Societies of the United Kingdom) を結成した。翌年には、これもドーティーの尽力で陶器工組合が結成され、すぐに8,000人の加盟員を獲得した。加盟員はニューカッスル・オン・タイン (ここではNewcastle-on-Tyneと表記されている) からプリストルにまで広がっており、中心は当然、スタッフォードシャーであった。ヨークシャーではリーズ・毛織物工組合が非組合員の排除と標準的な1単位あたり報酬の確立を求めて戦っていた。雇用主達はこれに対して1833年に、組合員の排除と数ヶ月間のロック・アウトをもって応じた。

この年、これら幾つかの組合やその他無数の組合のメンバー、あるいは従来殆ど組織らしい組織に加わったことのない多数の人々が、規律の緩やかな大全国労働組合 (the Grand National Trades Union : ここでは上記と異なり、Consolidated が割愛されている) に編入された。この結成にまつわる話は周知のことなので、再説の必要はないだろう。大全国労働組合は1834年をもちこたえることが出来ずに消滅した。政府は、大全国労働組合の一部に見られた暴力傾向の故に、彼らを危険視した。加盟員の大半も身の安全を考えて、陰気な儀式的要素も含め、労組への信託を遺棄した。建設工組合の中では、石工組合のみが活動的な全国形態で残っただけで、ロバート・オーウェンも労働組合主義から他の考え方に転じた。しかし、陶器工組合はもう2、3年生き延びた。他方、印刷、鋳鉄、ボイラー製造、機械据え付け、仕立て、ガラス製造、製紙ほか、完全熟練工から成る多くの地方的もしくは準全国的な組合 (大全国労働組合よりもずっと以前から存在していた) は、大全国労働組合が消滅した後も存続した。彼らが1840年代初頭の労組員約10万人の多数派であった。

エンゲルスはこれら組合の歴史は、折々の勝利を含みつつも、全体としては長期に亘る敗北の歴史であったと、1844年の著作で述べている。1844-45年にかけて景況が顕著に好転するとともに、労組活動も再生した。エンゲルスが関心を抱いた鉱夫組合は、従来地方的で短命だったが、1841年には大ブリテン・アイルランド鉱夫組合 (the Miners' Association of Great Britain and Ireland) が結成された。本部はウェークフィールドに置かれた。しかし、闘争資金無しで始めた1844年の無謀なストライキは、この組合を破産させてしまった。移民労働、雇用者による鉱夫小屋からの追い出し、鉄道がロンドン市場独占を崩壊させたことなどのため、ストを持ちこたえることが出来なかったのである。北部の鉱夫組合は18週間に亘るストの後に崩壊したが、その記憶は人々に残り、ランカシャーとヨークシャーの炭坑が上り調子だったので、鉱夫達の組合精神は健在だった。

ランカシャー地方は、建設業でも労働組合精神の命脈を保つ役割を果たしたが、あくまでその程度であった。石工組合は1845年には本部をリヴァプールに置いており、加盟員5,000人を数えた。煉瓦

工の重要な活動拠点もマンチェスター（とロンドン）にあったが、加盟員は2,000人を超えることがなく、1840年代の全ブリテン成人煉瓦工に占める割合は4%以下であった。鉛管工・ガラス工組合もマンチェスターに本部を置いていたが、その加盟員1,000人が全体に占める割合は、それをやや上回っていたようだ。

初期鉄道時代が終わりに近づいてきた頃、「労働者保護のための業種連合全国協議会」(the National Association of United Trades for the Protection of Labour) が結成されたが(1845年)、このことは1830年代の理想が完全には失われていなかったことを示している。ただし、逆境に学んで、理想は注意深く追求された。この組織はシェフィールドの「業種連合労働組合」(United Trades) に範をとっており、労働組合協議会(Trades Council) の先駆である。初期にはマンチェスター、ハル、ノリッジ、ブリストル等々の類似機関から支持を得ていた。繊維産業、縫製業、ランカシャーの鉞夫達、それにロンドンの多くの熟練職人団体から代表が派遣された。協議会の主たる目的は、議会を注視すること、および、出来れば労働者の利害に敵対するような法の制定をつぶすところにあった。協議会は既存組織を吸収する試みは一切行わず、むしろ彼らの中央委員会として機能することを望んでいた。協議会の第一回報告は、新たな社会秩序について語るところが全くなく、たんに雇用主と被雇用者の間の相互理解から生まれる有益な傾向について語っているに過ぎない。

タイムズ紙は同協議会を攻撃したが、協議会はストライキには反対で、1846-47年のストでは調停者としての役割を果たそうとした。協議会は、すぐに労働者との関係では代表者としての性格を失い、雇用主側からは無責任で有害な外部機関として遇されるに至った。その会議では、同協議会は協同生産や時には農業共同体について議論していた。この限りではオーウェンの影響が大であった。

(消費協同組合 [co-operation] の始まり)

消費協同組合の店はこの世代にも次の世代にも、重要な役割を果たしていた。19世紀イギリスにおける実効性のある協同組合運動の始まりとされるのは、1844年12月のロッチデールにおける店舗開設である。運動のリーダー達は、オーエン型社会主義者であった。種々の社会主義者、チャーティスト、労組員などが支持者になっていた。彼らの理念が製造業や農業における協同活動を目指していたとしても、初期における彼らの奮闘は、相互に純正な食糧を供給すること、現金支払い励行、販売利益を購入額に比例して分配することに向けられ、それで満足していた。2年ほど後には、ランカシャーの綿業地、後にはブリテンの各産業地帯に散在した改革者グループが、これを模倣した。1851年頃には、ロッチデール型の小規模な組合が130ほど存在しており、加盟員は1万5000人未満だった。これらはほぼ全て、イングランドの北部工業地帯か、スコットランドのミッドランドにある製造業地帯にあった。労組や友愛組合と比べると、消費協同組合は非力な存在だったが、創造に向けての誠意という観点からすれば、これら民主主義的な店舗は1840年代ブリテンの荒涼とした都市における自発的な社会組織として、最大の評価に値するかもしれない。

J. H. クラバム『近代イギリス経済史』要綱 第1巻 初期鉄道時代：1820—1850年 目次

第1編 鉄道時代前夜のイギリス

第1章 国の外貌

ブリテンへの出入り：港と商業海運

ドック，港，灯台および沿岸開発

森林のない国土：林地の状況：植樹

囲い込み：イングランドの共同地および荒蕪地の囲い込み

イングランドの開放耕地と可耕地

スコットランドとウェールズ

家屋：ブリテン諸地方の小屋住居

(小規模) 農業主の家

郷紳と貴族の家屋

都市の労働者住宅

ブルジョアの家

産業から見た国の状況：炭田

イングランドとウェールズの産業分布

スコットランドの産業分布

第2章 人口

人口急成長の認識は遅かった

人口増加の原因と状況

アイルランドの果たした役割：アイルランド移民

ハイランドからローランドへの移住と，スコットランド人のイングランドへの移住

地方と都市の人口

代表的な街の生活者

若干の重要な，従業者数の多い産業

第3章 交通手段

新しい運河システム：その卓越性

運河の機能，利益と欠陥

機関車時代以前の鉄道

道路と有料道路トラスト

第4章 農業機構

イングランドでは土地はどのように保有されていたか

「ヨーマン」およびその減少という問題

ウェールズにおける土地所有権と実際の保有

スコットランドにおける土地所有権と実際の保有

ブリテン諸地方における土地の保有規模：土地保有者数と農業労働者数の比率

当時の労働者階級の困難：困い込みと高価格の影響

小屋の庭問題

住みこみ問題

賃金と救貧法

諸地方の賃金統計と賃金外の実入り：1785-1825年

救貧地方税と土地保有

農業の状態：耕地の回転：気候：1820年以降の物価低落

1830年の労働者蜂起：機械

第5章 産業機構

機構と技術：技術変化の程度：繊維産業の場合

冶金業の場合

機械工学の起源、進展および機構

蒸気力の使用は限定的

家内産業

いわゆる「注文織り屋」

建築業

手作業親方と小規模雇用主の地位：産業一般

製革・醸造・蒸留業

シェフィールドとブラック・カントリーの産業

親方〔雇い主〕の下の親方

下請け産業

大規模産業：綿、銅、鉄、ガラス：石炭との比較

他の産業に散見される大企業

亜麻・羊毛・絹産業の企業規模：カンパニー・ミル：下引受業者

雇用主達の結束

労働者の結束：労働クラブ、労働組合

第6章 商業機構

商業諸階層の成長

消滅傾向タイプの商業

スターブリッジ定期市の最後の日々

服地卸商、商店街、百貨店

食料品の供給と流通

穀物・小麦粉の取引

ロンドンおよびその他地域の石炭取引

輸入取引：木材、穀物、工業原材料、「植民地商品」、およびワイン

輸出および再輸出取引

私的な取引業者と会社：東インド会社他

貿易金融：託送商品担保の前貸し：マーチャント・バンカー

第7章 貨幣，銀行業，保険，および特殊な商業機関

金本位制度

イングランドの銀行制度

スコットランドの銀行業

銀行業改革のための計画

1825年の恐慌と1826年の立法

イングランド銀行の支店と株式銀行

金準備と金流出

手形交換所制度

火災保険

海上保険：ロイズ

生命保険

社会保険：友愛協会

貯蓄銀行

証券取引所

穀物取引所，石炭取引所，衣料会館

最初の商業会議所

第8章 国家の経済活動

政府批判者達

イギリス政府と諸外国政府

政府債務負担

租税「制度」

内国消費税とその経済効果

関税，関税政策，および補助金

所得税問題

航海政策および互惠条約

経済学者の影響とレッセ・フェール

規制政策の生き残り組と撤廃組：海軍徒弟制度

服地法

スコットランド，アイルランドの亜麻布法

ウーステッド委員会

パンの公定価格

高利禁止法

イングランドの救貧法：マルサスと改革者達

矯正院, 作業院, 救貧院

地方税負担

スコットランドの救貧法：イングランドとの対比

チャルマーズのキャンペーン

スコットランドの〔救貧〕支出額

貧困者層の徒弟：1802年法

工場規制のはじまり

第2編 初期鉄道時代

第9章 鉄道と鉄道政策

機関車の勝利

初期鉄道の資金調達

1836-37年のブーム

第二次建設ブーム

ハドソンと企業合同

電信

鉄道と運河：旅客運送と貨物運送

鉄道, 道路, 道路運送

鉄道における雇用問題：ナビゲーターと労働人員：コントラクター, サブコントラクター, および賃金支払い方法

国家と鉄道：調査, 議論と法制化, グラッドストーン, ピールおよびダルフージ

第10章 鉄, 石炭, 蒸気機関, 工学技術

鉄生産量：スコットランドの製鉄業：鉄道の影響

製鉄業の企業規模

石炭産出量

採炭技術の進歩：深層坑道

巻き揚げと換気

蒸気船と鉄船

原動力としての蒸気：繊維産業

他産業

農業

機械工学と機械製造

工学企業の規模

第11章 農業

基本構造の変化は緩慢：農園の規模

農業労働者数と住み込み〔living in〕労働者の数
囲い込み
物価と農業技術の前進
施肥と排水
農業機械
後進性と鉄道
土地に関する社会的状況：新救貧法
高賃金地域・低賃金地域
閉鎖教区と開放教区
農業労働者団
地方の家屋
耕作用小規模貸付地（allotments）とジャガイモ畑
鉄道の攪乱作用

第12章 海外取引および通商政策

自由貿易論と取引の拡大
イギリスの製造業と欧州の貿易政策
イギリスの製造業と遠距離大陸
鉄、鉄製品、石炭の輸出
機械の輸出
東インド・中国貿易：東インド会社
人の輸出
資本輸出
貿易政策：自由貿易プログラム
ホイッグとピール
航海法
自由貿易と海運

第13章 銀行業、物価、および貨幣市場

金本位制と物価
イングランド銀行の金政策
株式銀行とその発券
1830年代後半の金融逼迫：合衆国の影響
銀行業・通貨の改革諸案
銀行特許法
スコットランドとアイルランドの銀行業立法
鉄道マニアとジャガイモ飢饉
金移動と1847年恐慌

恐慌後

第14章 工業化されたイギリスにおける生活と労働

ブリテンの都市化

都市の衛生状態

衛生状態の調査

1848年の公衆衛生法

都市の過密

都市住民・産業従事者の収入：建築業

印刷業等の熟練業

技術革新と綿

手織り工

台編み工

炭鉱夫

生計費と産業賃金の一般的趨勢

トラック制とその実質賃金への影響

児童の収入と児童労働

既婚女性およびそれ以外の女性の労働

徒弟制度

労働規制：工場運動：鉱山の女性：煙突少年

産業地域におけるイングランドの新救貧法

反救貧法運動とチャーティズム

スコットランドの救貧法と1845年法

前進：友愛組合

貯蓄銀行

労働組合

消費協同組合（co-operation）の始まり